

共通論題(2)「マレーシアにおける公正なる秩序の構築:近現代における諸相」

西尾寛治

アディル(公正/正義)概念からマレーシア社会にアプローチする試みは、JAMS 第 17 回研究大会の共通論題(テーマ『アディル』をとおしてみたマレーシア、インドネシアの社会)、2007 年 12 月 6 日、獨協大学)や東南アジア学会第 81 回研究大会のパネル(テーマ「マレー世界におけるアディル(公正/正義)概念の展開」、2009 年 6 月 7 日、京都大学)として企画され、趣旨説明の報告要旨が示すように、一定の研究成果をあげた。だが、植民地期以降の「公正/正義」概念の変容やその過程におけるヨーロッパ諸国など非イスラーム的要因の影響については、今後の検討課題とされた。今研究大会における共通論題(2)は、そうした検討課題の解明を一步進めようとする試みであった。

坪井報告「英領期スランゴルのマレー人社会におけるアディル概念」は、植民地行政の末端に位置づけられたプンフルに関係した陳情書(Selangor Secretariat Files に含まれる)を史料として、当時のマレー人社会の「アディル」概念にアプローチした。報告では、陳情書の丹念な分析をもとに、プンフルに対してアディルが使われる事例は少なく、アディルが使用される対象は主にイギリス植民地政府(非ムスリム)であったことが示された。プンフルに対してアディルが使用されている 2 事例は、いずれも移民の流入で人口が増加したケースで、その要因としてプンフルの「公正さ」をあげているという。以上のような点を指摘した上で、坪井報告は次の 3 点を結論として提示した。①現地人は植民地統治に敏感に反応し、地方行政に積極的に関与していたこと、②アディルは社会秩序構築に

必要な資質として注目されたが、その要因は複数集団の併存という不均質な社会状況に求められること、③植民地体制下で民族の多様化(非ムスリムも含む)や政治・行政の脱イスラーム化が進行し、それと対応してアディル概念の脱イスラーム化が進展した。

篠崎報告「越境に伴う不当な暴力への対処:海峡植民地の華人の事例」は、「同郷性に基づいた移民ネットワークの形成が、移動コストの削減、安全性や心理的自由度を保証し、移住活動を促した」とする先行研究に対する批判を出発点とした。すなわち、同郷性は必ずしも移民の安全を保証するものではなく、同郷者を搾取の対象とした同郷者も存在した点に注目し、そうした同郷者の不当な暴力を回避(=公正な社会状況創出)するための対策について考察した。報告では、その対策が「移住先の行政・司法制度の活用」と「出自国の公権力との関係構築」の 2 つに分類された。そのうち、前者には、華人保護を目的とした諸制度(シンガポールの華人保護署 Chinese Protectorate、華人保護官 Chinese Protector、ペナンの華人保護官補佐 Assistant Chinese Protector)や裁判所の活用が含まれる。後者には、中国国内に設置された保商局や華人商業会議所が含まれ、海峡植民地とマラヤについては、イギリス国籍の活用や華人商業会議所の設立などが指摘された。篠崎報告は、これらの対策を個別に考察した上で、結論として次の 3 点に言及した。すなわち、①海峡植民地華人は公権力を積極的に活用したこと、②頼りない公権力に対してもチャンネル構築を試み、公権力に責任

を履行させようとしたこと、③頼りがいのある公権力構築のため、自ら組織化し公権力に働きかけたことである。

以上 2 つの報告が植民地期を論じたのに対し、Omar Farouk 報告「Malaysia and Muslims in Mainland Southeast Asia」は、現代の事例を取り上げた。報告では、最近の調査結果をもとに、カンボジアのムスリム社会の現状とそれに対するマレーシアの支援の様子が、画像資料も用いながら紹介された。共通論題のテーマとの関連では、次のような興味深い指摘があった。すなわち、国内ではムラユ人性やイスラーム性を強調しているマレーシアが、国際支援活動では非ムスリムのカンボジア人留学生の受け入れにも積極的であるという点である。

討論者の宮崎恒二会員は、坪井報告が言及した多様な集団を包摂する社会とアディル概念との関連性に関してコメントした。そうした社会では、しばしば外部性をもつ存在が調停者の役割を果たすことを期待されると指摘し、坪井報告の結論の妥当性を強調した。その後の論議では、山本博之・金子芳樹両会員が篠崎報告にコメントし、華人系移民の「公正」観念が植民地期及びそれ以降の「公正」概念に影響を与えた可能性を追究することの重要性を強調した。

以上の報告とコメントは、今後の「公正／正義」概念をテーマとする研究の方向性に、ひじょうに有益な示唆を与えてくれるものであった。少なくとも以下の点があげられよう。第 1 点は、イギリスの秩序構築者・維持者という側面に注目することの必要性である。坪井報告・篠崎報告は、いずれも現地人(移民を含む)が社会秩序構築のためにイギリス当局に積極的に働きかけていたことを指摘している。ここ

で留意したいのは、18-19 世紀に暴力の支配する時代(紛争の慢性化、海賊の横行)を経験しながら、マレーシアでは公権力に対する信頼・期待度が高く、「公正／正義」は公権力が実現すべきものと認識されている点である。このことは、イギリス植民地支配が公権力に対する信頼を助長する方向に作用したことを示している。したがって、今後はこうした側面の解明を進める必要がある。坪井報告が取り上げた陳情書という制度も、その事例のひとつといえよう。

第 2 点は、多様な民族集団、とりわけ移住者たちの「公正／正義」観念の与えた影響である。篠崎報告は華人系移民に焦点をあてたが、インド系移民についても同様の研究が必要となろう。

第 3 点は、マレーシアの国際支援活動と「公正／正義」観念との関係である。小国マレーシアは、イスラーム性を基軸として国際社会で存在感を示してきたと考えられる。だが、Omar Farouk 報告によれば、より開かれた国際支援活動(政府主導か民間ベースかは不明ながら)を展開しているという。このことは、マレーシア社会において現在進行しつつある一定の変化を反映しているのかもしれない。

もとより「公正／正義」は人類の普遍的価値だが、どのような状態を「公正／正義」と認識するかは、エスニック集団によってかなり相違する。とはいえ、国王制度、NEP、国民文化の論議などの事例は、マレーシアが「公正／正義」な秩序の構築に意識的に取り組んできた国家であることを示唆しているように思われる。